

福井県衣服製造業最低工賃

効力発生日 令和7年4月5日

《主な改正内容》

- ▶ 婦人服製造業 … 品目に「ブラウス」を追加し、「糸くず取り」を1枚20円として新設
- ▶ 下着製造業 … 品目を「スリッパ」「スリーマー」「ショーツ」から、「スリッパ」「その他の下着」に変更し、「糸くず取り」の適用範囲を拡大
- ▶ 上記以外の全工程について、最低工賃を1円～10円引上げ

- 1 適用する家内労働者 福井県の区域内で婦人服製造業、スポーツ服製造業又は下着製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者 上記1の家内労働者に上記1の業務を委託する委託者
- 3 上記1の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の業種欄、品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

1 婦人服製造業

品目	工程	規格	最低工賃額	(改正前)
スカート 又は スラックス	糸くず取り		1枚につき 25円	(22円)
	鍵ホック付け		1組につき 35円	(34円)
	糸ループ付け	手編みに限る	1枚につき 27円	(25円)
	スナップ付け		1組につき 29円	(26円)
	ボタン付け	根巻きに限る	1個につき 16円	(14円)
		根巻き以外のもの	1個につき 13円	(11円)
	×印しつけ止め		1か所につき 10円	(7円)
ブラウス	糸くず取り		1枚につき 20円	(新設)

2 スポーツ服製造業

品目	工程	規格	最低工賃額	(改正前)
トレーニング シャツ	糸くず取り		1枚につき 17円	(16円)
	オープンファスナー付け	ステッチ入れを含む	1枚につき 101円	(96円)
トレーニング パンツ	糸くず取り		1枚につき 14円	(13円)
	腰ひも通し	両端結びを含む	1枚につき 10円	(9円)
	ファスナー付け		1枚につき 70円	(60円)

3 下着製造業

品目	工程	規格	最低工賃額	(改正前)
スリッパ	カットワーク	上下2か所以上カットワークするもの	1枚につき 28円	(25円)
	糸くず取り	18か所以上のもの (1cm四方内に糸が複数ある場合も1か所と数える。)	1枚につき 18円	(16円)
その他の下着 「その他の下着」には、織物製下着、ニット製下着が含まれますが、パジャマ等の寝着類、ブラジャー等の補整着は含まれません。	糸くず取り	18か所以上のもの (1cm四方内に糸が複数ある場合も1か所と数える。)	1枚につき 18円	(新設)
		11か所以上のもの (1cm四方内に糸が複数ある場合も1か所と数える。)	1枚につき 12円	(新設)
		9か所以上のもの (1cm四方内に糸が複数ある場合も1か所と数える。)	1枚につき 11円	(新設)

お問合せ

福井労働局 賃金室 ☎0776(22)2691

福井労働基準監督署
☎:0776(54)7722

武生労働基準監督署
☎:0778(23)1440

敦賀労働基準監督署
☎:0770(22)0745

大野労働基準監督署
☎:0779(66)3838

委託者は、家内労働者又は補助者が、委託した業務に関して、**負傷したり、病気にかかって４日以上休業した場合、又は死亡した場合には、遅滞なく、委託者の営業所を管轄する労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に届け出なければなりません。**